

福井市監査告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和3年度定期監査の指摘事項等について、改善状況を確認したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年10月5日

福井市監査委員	谷川秀男
福井市監査委員	浅野信也
福井市監査委員	八田一以
福井市監査委員	福野大輔

1 監査の種類

定期監査（学校等監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

教育委員会事務局

学校教育課

(2) 監査の範囲

令和3年度定期監査（学校等監査）における指摘事項等に係る事務

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 収入事務、支出事務及び財産管理事務は、適正に行われているか。

(2) 学校等徴収金（私費）の会計事務は、公費に準じて適正に行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、所属から提出された指摘事項等に対する対応が確認できる書類を調査するとともに、関係職員からの聴取を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和4年6月22日から同年9月22日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、令和3年度に注意とした事項について全面的な改善がなされていなかったため、速やかに是正措置をとられたい。